

島根県常備消防広域化検討委員会

報告書（素案）

平成 年 月 日

島根県常備消防広域化検討委員会

～ 目次 ～

はじめに

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- 1．市町村の消防の広域化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2．市町村の消防の広域化の基本的な考え方・・・・・・・・ P 6

二 市町村の消防の現状及び将来の見通し

- 1．市町村の消防の現況及び将来の見通し・・・・・・・・ P 7

三 広域化対象市町村の組合せ

- 1．市町村の消防の広域化の規模・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 2．本委員会における検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 3．広域化対象市町村の組合せ及び理由・・・・・・・・ P 11

四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- 1．自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項・ P 13

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1．広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 2．構成市町村間の関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃
- 3．広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策・・・・・・・・ 〃

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1．消防団との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 2．市町村防災担当部局との連携の確保・・・・・・・・ 〃

別添資料

1．圏域別の面積、人口及び将来推計人口について

- (1) 各圏域の面積及び人口・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
- (2) 2 0 3 0 推計人口における圏域別人口及び2 0 0 5 年国調との指数・・・・ ”
- (3) 将来の市町村別推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8

2．圏域別庶務・通信人員の集約数（概算数値）について

- (1) 圏域別庶務及び通信人員の集約数（概算数値）・・・・ P 1 9
- (2) 圏域別全国類似団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ ”

3．消防本部の現状について

- (1) 管轄境界への到達時間の差・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 0
- (2) 各本部の職員年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 1

4．圏域別メリット・デメリット一覧

- (1) メリット・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2
- (2) デメリット・検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4

参考

- 島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱・・・・・・・・ P 2 6
- 島根県常備消防広域化検討委員会委員・幹事会幹事名簿・・・・ P 2 7
- 委員会及び幹事会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8

はじめに

近年の災害は、複雑かつ大規模化する傾向にあるなか、消防には、住民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

このようななか、全国的にみても、小規模な消防本部においては出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等が困難な場合があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分な状態であるとは言えない。

本県においても、人口の減少や高齢化、過疎化が進むなか、多くの消防本部においては、職員の不足や高齢化、財政基盤が脆弱であることなど、数多くの難題を抱えている。

このようななか、平成18年度に消防組織法が改正され、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日消防庁長官。以下「基本指針」という。）によって市町村の消防の広域化を推進することとなり、各都道府県において、平成19年度を目途に消防広域化推進計画（以下「推進計画」という）を策定することと定められた。

本委員会は、島根県において推進計画を定めるにあたり、市町村の消防の広域化の枠組みなどについて検討し、知事に報告することとしている。

県においては、この報告書の内容を吟味され、島根県にあるべき市町村の消防の実現可能な姿を描き、今後、市町村で策定する広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）に繋がる推進計画の策定に役立てていただきたい。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1. 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

しかしながら、本県においては、管轄人口が10万人以下の小規模消防本部が9本部中7本部を占めていること、救急業務や防火対象物が増加しているなか人員が充足しているとは言えない状況であること、市町村が厳しい財政状況にあることなど消防の体制としては必ずしも十分ではない。

さらには、管轄人口が減少するなか、将来にわたって消防本部の消防力を維持すること及び消防団の人員を確保することが困難となる懸念がある。

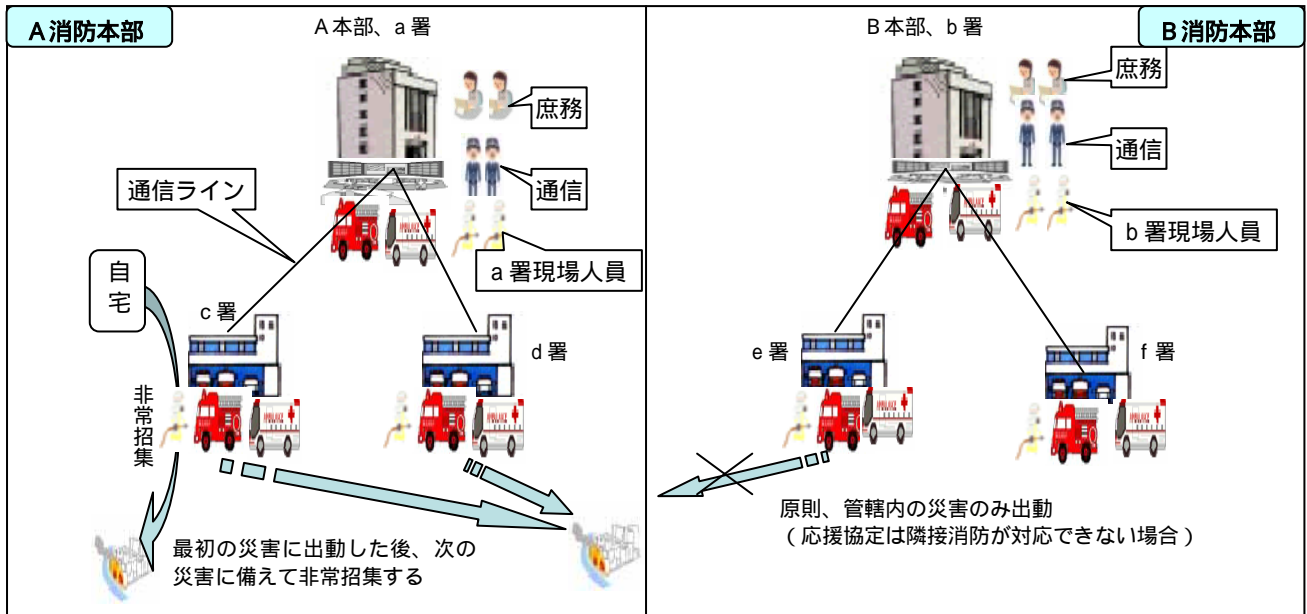
これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを具現することが有効である。

本委員会で検討した結果、本県においては、市町村の消防の広域化によって、次のとおり消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

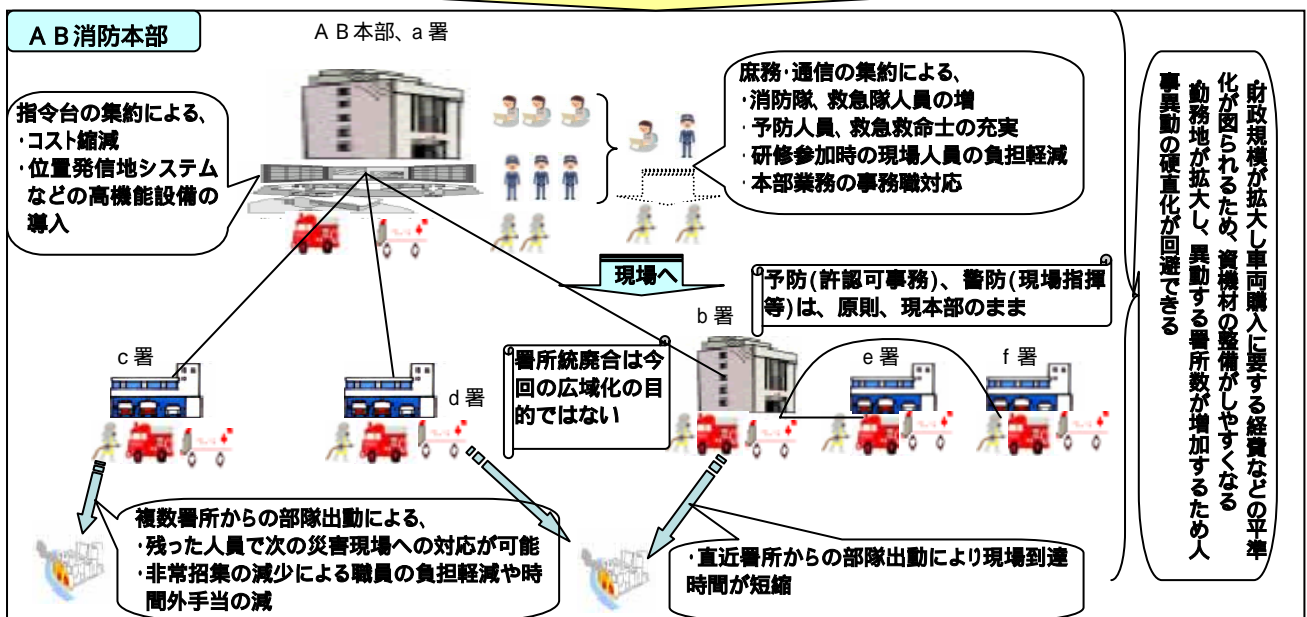
- (1) 本部機能である庶務・通信人員の統合
 - 消防隊、救急隊人員（現場活動人員）の増強
 - 予防人員、救急救命士の充実
 - 研修参加時の現場人員の負担軽減
 - 本部業務の事務職対応による現場活動人員の増強
- (2) 指令台の集約
 - コスト縮減
 - 位置発信地システムなどの高機能設備の導入
- (3) 署所管轄区域を見直し、直近署所から部隊を出動
 - 現場到着時間の短縮
- (4) 複数署所から部隊を出動し、地域に残留部隊を確保
 - 同時期に発生した他の災害現場へ迅速に対応することが可能
 - 非常招集の減少による職員の負担軽減及び経費（人件費）節約
- (5) 財政規模の拡大
 - 車両など高額な資機材の購入に要する経費などの平準化
- (6) 勤務地が拡大し、異動する署所数が増加
 - 人事異動の硬直化の回避
- (7) 山林火災などの大規模災害において、応援協定によらず対応できる部隊数が増えること
 - 統一的な指揮の下での効率的・効果的な部隊運用が可能
 - 災害が長期化した場合、交替職員の確保が可能

よって、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

参考：島根県における市町村消防の広域化に伴うメリット



広域化すると・・・



2. 市町村の消防の広域化の基本的な考え方

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。

本県における市町村の消防の広域化においては、次の事項に留意する。

県は、市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として推進計画を策定する。

今回の広域化の対象は、常備消防であり、消防団はその対象ではない。

署所の統廃合及び職員の削減は、今回の広域化の目的ではない。

規模の異なる消防本部が広域化した場合、消防力を同一水準にしなければならないものではない。

二 市町村の消防の現状及び将来の見通し

1. 市町村の消防の現況及び将来の見通し

(1) 人口推移

本県の総人口は、平成17年の国勢調査では約74万人であるが、今後も少子化の進行等により将来人口が減少することが予想され、平成42年には県総人口が約58万人になるとの推計もされている。

よって、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられ、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団の担い手不足も懸念される。

(2) 消防需要の動向及び変化

火災発生件数

本県における平成8年から平成18年における年間火災発生件数は、500件前後の件数が3回あるものの、それ以外の年においては、ほぼ400件前半で推移しており、横ばいである。

救急出動件数及び搬送人員

本県における年間救急出動件数は、平成8年が15,803件であったのに対し平成18年が25,532件と一貫して増加しており、この間の増加率は61.5%である。

また、本県における搬送人員数は、平成8年が15,724人であったのに対し平成18年は前年度からは微減したものの24,619人と増加傾向にあり、この間の増加率は56.5%である。

防火対象物の推移

本県における防火対象物数は、各本部間でばらつきがあるものの、平成8年が21,086箇所であったのに対し平成18年は25,252箇所と増加傾向にあり、この間の増加率は19.8%である。

また、消防用設備等設置対象物についても増加傾向にあり、平成8年から平成18年の増加率は自動火災報知設備が19.1%、スプリンクラー設備が54.5%、屋内消火栓設備が14.2%、避難器具が16.9%である。

(3) 消防力の実情

大部分の消防本部では、消防車両についてはほぼ充足しているが、人員については次のとおり充足しているとはいえない状況にある。

予防業務について、年々防火対象物等が増加しているにも関わらず、予防職員の増加が見込めない状況にあり消防隊や救急隊に搭乗する職員が現場出動の合間を使って対応している実態がある。このため、計画的な査察及び違反是正の推進活動が十分に出来ていない。

近年特に必要となってきた予防技術資格や救急救命士資格を取得するためには、研修へ長期間参加することが必要であるなか、当該研修に参加した場合の補充として他の職員の負担が増す。また、研修に参加できないこともある。

高規格救急車が整備されつつあるなか、心肺停止の傷病者に対する救急出動において一般隊員よりも救急救命士により処置された方が1か月後の生存率が高いことから、救急自動車への救急救命士の搭乗率の向上を図る必要がある。

(4) 消防本部の財政

消防車両などの機械器具購入費

はしご車などの高額な消防車両を購入する年度では、例年より多額の経費が必要

となる。また、財政事情により車両の更新が繰り延べになる可能性がある。

人口一人あたりの消防予算額

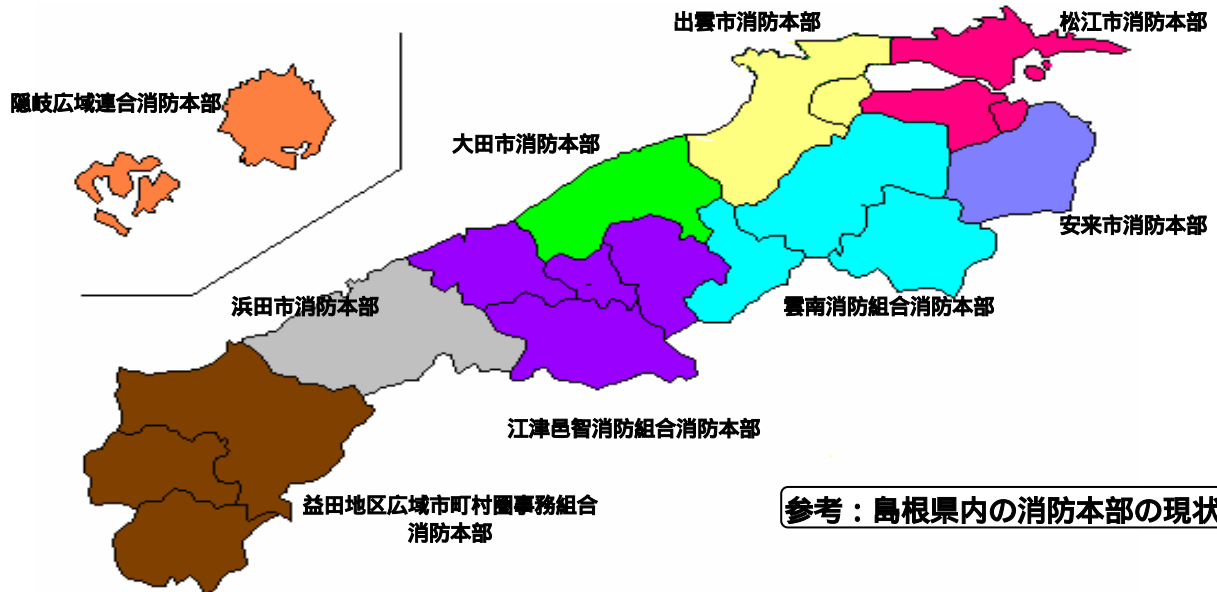
小規模な消防本部ほど、住民一人あたりの消防予算額が高い傾向がある。

一般会計予算額に占める消防費の割合

小規模な消防本部ほど、一般会計予算額中の消防費割合が高い傾向がある。

(5) 人事管理等の状況

本県の消防本部によっては、50歳以上の職員の割合が増加しており、人事ローテーションの硬直化の懸念がある。また、消防本部毎にみた場合、年度別の採用職員数にばらつきがあることから、将来的に同様の硬直化が生じる懸念がある。



参考：島根県内の消防本部の現状

消防本部名	面積(km ²) (H18.10.1 現在)	管轄人口(人) (H17 国勢調査)	職員数(人) (H19.4.1 現在)
松江市	572.86	210,796	234
安来市	420.97	43,839	84
雲南消防組合	1,164.27	66,194	108
出雲市	624.07	173,751	192
大田市	436.11	40,703	78
江津邑智消防組合	1,077.04	50,953	121
浜田市	689.52	63,046	112
益田地区広域市町村圏事務組合	1,376.54	69,245	117
隠岐広域連合	346.19	23,696	66
合計	6,707.57	742,223	1,112
県内平均	745.28	82,469	124
全国平均(H18.4.1)	454.13	159,133	193

三 広域化対象市町村の組合せ

1. 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営の観点からも効果が大きい。

また、基本指針では、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標としつつ、地域事情に対する十分な考慮が必要であるとされている。

よって、本県における市町村の消防の広域化の組合せを検討するに当たっては、次の事項を考慮することとする。

- (1) 現在及び将来の管轄人口
一般的に組織が大きい方が人員の集約効果が大きい。また、将来の人口減少も踏まえ消防力が維持できる方法を考慮する。
- (2) 管轄面積
面積が広大になることの問題点及びその対処方法を考慮する。
- (3) 地理・交通網
中山間地域が多く、道路交通網が脆弱であることを考慮する。
- (4) 生活圏、歴史的背景、広域行政
例えば、消防と医療機関の連携を図る協議会である救急業務高度化推進協議会の圏域（以下「MC圏域」という。）などの既存の圏域をベースに、人的交流や地域の一体感を考慮する。
- (5) 通勤距離
管轄区域が広大となり職員の負担が大きくなることや宿舍設置などにより新たに財政負担が増えることなどを考慮する。
- (6) その他
初期投資、職域の取り扱いなどを考慮する。

2. 本委員会における検討状況

本委員会では、主に次の圏域について検討した。

委員会で検討した主な枠組み及び圏域を構成する消防本部名

県一圏域（全県を一つとした圏域）

全消防本部

県二圏域（県を東部と西部に分けた圏域）

松江消防、安来消防、雲南消防、出雲消防、隠岐消防

大田消防、江邑消防、浜田消防、益田消防

県三圏域（MC圏域をベースに江邑以西を同一圏域とした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防、益田消防

県四圏域（MC圏域をベースにした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防

益田消防

(注)隠岐消防については、松江日赤のヘリポート竣工後、同病院への救急搬送が増加することが予想されるため、松江・安来MC圏域とした。

また、これらの圏域毎のメリット・他の圏域と比較して有利な点及びデメリット・懸案事項については、次のとおりであった。

県一圏域



メリット・他の圏域と比較して有利な点

庶務・通信人員の集約効果、指令台の共同設置効果及び財政規模が最大となる。
消防本部、指令台及び無線の共同設置主体が一致する。
職員の育成を、全県的なバランスを取りながらできるため、全体の消防力向上が期待できる。
研修参加等に伴う職員配置についても県全体で調整が可能となる。
管轄がなくなることにより、全県一体となった出動体制となる。

デメリット・懸案事項

本部と署所間が遠隔となり、現場の状況の把握が困難とならないか。
本部への通勤不可能者が生じ、宿舎の確保が必要となる。
現在の指令台では、通報受信能力が不足するため、新たに大型の指令台を設置する必要がある。
通信指令については、地理不案内等の懸念から、当面は通信員を増員する必要があるのではないかと。

県二圏域



メリット・他の圏域と比較して有利な点

管轄面積はほぼ等しい。
人員、指令台の共同設置、財政規模のメリットが県一圏域に次いで多い。

デメリット・懸案事項

人口が東部に偏る（東部50万、西部20万）。
本部への通勤不可能者が生じる可能性があり宿舎の確保が必要となる。
大田市は救急業務高度化推進協議会(救急搬送における医師との連携を深めるための協議会)の構成圏域と異なる。
現在の指令台では、通報受信能力が不足するため、新たに大型の指令台を設置する必要がある。
通信指令については、地理不案内等の懸念から、当面は通信員を増員する必要があるのではないかと。

県三圏域



メリット・他の圏域と比較して有利な点

他の圏域に比べ、人口のバランスや消防職員数は均衡している。
本部の設置場所にもよるが、大多数の職員が本部への通勤が可能と考えられる。
地域的なつながりのある圏域に近い圏域となる。
2030年推計人口でも10万人以上の人口規模は維持できる。
通信指令については、現在の消防本部から通信員を配置することにより地理不案内の懸念が少ない。

デメリット・懸案事項

管轄面積が西部は東部の2倍以上となる。
一部職員は遠方への通勤となる。

県四圏域



メリット・他の圏域と比較して有利な点

本部の設置場所にもよるが、本部への通勤は可能と考えられる。
地域的なつながりのある圏域に近い圏域となる。
通信指令については、現在の消防本部から通信員を配置することにより地理不案内の懸念は少ない。

デメリット・懸案事項

益田消防本部が単独となるため、広域化のメリットが享受できない。
2030年推計人口では10万人以下の消防本部が石見部で2カ所となる。
一部職員は遠方への通勤となる。

3. 広域化対象市町村の組合せ及び上記組合せとする理由

【骨子】

検討経過

県二圏域の除外理由（第2回委員会の議決事項）

- ・人口バランスが悪いこと。
- ・大田消防が既存のMC圏域と異なること。
- ・上記の理由により大田を東部に入れると人口バランスが更に悪くなること。

第3回検討委員会の検討結果

（注）第2回委員会で検討された、「将来的には県一圏域を視野に入れつつ、現実的な広域化方策としては県（三、四）圏域」とする場合は、その理由を記載。

圏域の組合せ

参考：島根県内の消防本部の現状

項目		(圏域の組合せ別の数値)
面積		
人口	2000国調	
	2030推計	
指数		
人員等	本部	庶務人員
		通信人員
		予防人員
		警防人員
	署所	人員
		署所数
人員計		
車両	ポンプ車	
	はしご車	
	化学車	
	救急車	
	救助工作車	
	指揮車	
指令台	型式	
	経費	

四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1. 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められている。

これらを参考にしつつ、県が定める推進計画においては、県の実情を踏まえ自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めることが必要である。

参考：消防組織法第33条

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

参考：基本指針三の3

消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- 広域化を推進するための体制の整備
- 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1. 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

ただし、組織及び部隊運用等の急激な変化のため、情報の伝達に支障が生じること、現場へ出動する職員が地理不案内のため現場到着が遅れること及び水利不案内のため消火活動に支障が生じることなどによる消防サービスの低下を招かないように、広域化直後は従来と同様に運用しながら段階的に整備していくなど、柔軟な対応を取ることも必要である。

2. 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要だが、そのための方策としては、基本指針四の3に示された事項に加え、次の事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規定等において定めることとすることが有効である。

基本指針に記載されている事項以外に記載することが有効な事項

広域化に伴い本部と署が遠隔となるため、署長への権限移譲を検討するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

予防査察や許認可事務を行う予防職員及び災害時における現場指揮を行う警防職員を含めた現場活動人員についても、現状と同様に各地域に人員を配置するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

広域化に伴い地理水利が不案内となることへの対応として、次の事項について検討するなど、消防力の低下を招かないようにすること。

災害現場に出動する署所の職員については、当面は現在の消防本部管轄内の勤務とする。

指令業務について、広域化当初は地理水利を熟知している現在の各消防本部職員を配置すること及び職員配置計画よりも多く配置し機器の不慣れや不具合などに対処すること、水利等の最新情報を署所から入力し指令台へ集約すること並びに携帯電話対応の位置発信地システムなど高機能指令システムを導入すること。

参考：位置発信地システムの表示状況



(GPS機能が働いた場合の表示)



(GPS機能が働かなかった場合の表示)

参考：基本指針四の3

3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要だが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規定等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

委託料に係る基本的なルール

災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

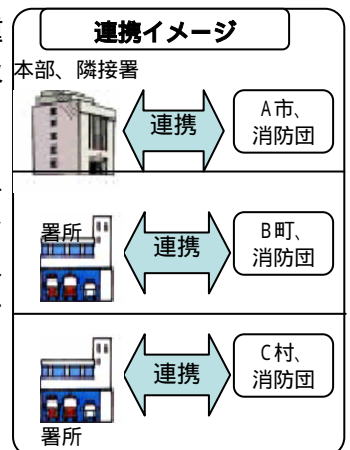
広域化した後の体制としては、消防団及び市町村は署所との連携が重要になる。よって、署長に必要な権限を移譲するなど、署所と消防団及び市町村の連携を図ることが肝要である。

1. 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本報告書一の2のとおり、今回の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号。最終改正平成17年6月13日消防庁告示第9号）第37条に基づき設置する。

参考：消防力の整備指針第37条

消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。



この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのためには、次のような具体的方策が考えられる。

常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2. 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村における防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣

防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

総合的な合同防災訓練の実施

防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間態勢の確保

別添資料

1. 圏域毎の面積、人口及び将来推計人口について

(1) 各圏域の面積及び人口

(単位: km²、人)

	現状		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口
松江	573	210,796	1,340	278,331	1,340	278,331	3,128	518,276	6,708	742,223
安来	421	43,839								
隠岐	346	23,696								
雲南	1,164	66,194	2,224	280,648	2,224	280,648				
出雲	624	173,751								
大田	436	40,703	1,767	113,999	3,144	183,244	3,580	223,947		
江邑	1,077	50,953								
浜田	690	63,046								
益田	1,377	69,245	1,377	69,245	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223
合計	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223

(注) 出典: 平成19年度消防現勢(面積)、2005年国勢調査(人口)

特に益田において人口が少ない。

他の圏域と比較すると人口・面積共にバランスが取れている。

人口の偏りが大きい。

面積が広大。

(2) 2030年推計人口における各圏域の人口及び2005年との指数

(単位: km²、人)

	2030年推計人口		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
松江	210,217	99.73%	262,738	94.40%	262,738	94.40%	473,315	91.32%	630,175	84.90%
安来	34,642	79.02%								
隠岐	17,879	75.45%								
雲南	48,144	72.73%	236,806	84.38%	236,806	84.38%				
出雲	162,433	93.49%								
大田	26,229	64.44%	80,274	70.42%	130,631	71.29%	156,860	70.04%		
江邑	35,542	69.75%								
浜田	44,732	70.95%								
益田	50,357	72.72%	50,357	72.72%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%
合計	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%

(注) 出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

推計人口のポイント

【本県の最新推計人口との乖離】

2005年国調に基づく2030年県推計人口は588千人であり、2000年国調に基づく2030年県推計人口である630千人の93%となっている。

【2005年の市町村別推計人口との乖離】

2000年国調に基づく2005年市町村別推計人口と2005年国勢調査とを比較すると、推計人口より国調人口が多かった市町村は5町村(浜田市、大田市、東出雲町、海士町、知夫村)のみ。

【参考】市町村消防の広域化(平成19年4月消防庁作成)より

5万人規模

D消防本部	
管轄人口	55,107人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	48,509人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	78人
減数(a-b)	△16人

E消防本部	
管轄人口	51,172人
消防職員数(a)	80人
2030年管轄人口予想値(x)	37,771人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	64人
減数(a-b)	△16人

F消防本部	
管轄人口	51,994人
消防職員数(a)	113人
2030年管轄人口予想値(x)	37,961人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	64人
減数(a-b)	△49人

3万人規模

G消防本部	
管轄人口	35,942人
消防職員数(a)	61人
2030年管轄人口予想値(x)	26,070人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	55人
減数(a-b)	△6人

H消防本部	
管轄人口	32,512人
消防職員数(a)	56人
2030年管轄人口予想値(x)	18,962人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	44人
減数(a-b)	△12人

I消防本部	
管轄人口	42,031人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	27,219人
(x)の場合の消防職員モデル数(b)	55人
減数(a-b)	△39人

(3) 将来の市町村別推計人口

市町村別将来推計人口(平成15年12月推計)

(単位:人)

	2000年 国勢調査	推計人口						2005国勢調査状況			
		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2000 年との 指数	2005 国勢調査	2005 年推 計との 指数	2000 年 との指 数
松江消防	211,564	215,644	218,067	218,659	217,333	214,291	210,217	0.99	210,796	0.98	1.00
松江市	199,289	202,545	204,322	204,576	203,146	200,229	196,409	0.99	196,603	0.97	0.99
東出雲町	12,275	13,099	13,745	14,083	14,187	14,062	13,808	1.12	14,193	1.08	1.16
安来消防	45,255	43,663	42,118	40,490	38,632	36,619	34,642	0.77	43,839	1.00	0.97
安来市	45,255	43,663	42,118	40,490	38,632	36,619	34,642	0.77	43,839	1.00	0.97
雲南消防	69,553	66,497	63,095	59,451	55,629	51,748	48,144	0.69	66,194	1.00	0.95
雲南市	46,323	44,504	42,521	40,394	38,036	35,612	33,321	0.72	44,403	1.00	0.96
奥出雲町	16,689	15,857	14,868	13,782	12,745	11,719	10,793	0.65	15,812	1.00	0.95
飯南町	6,541	6,136	5,706	5,275	4,848	4,417	4,030	0.62	5,979	0.97	0.91
出雲消防	173,776	174,943	174,977	173,754	170,971	166,984	162,433	0.93	173,751	0.99	1.00
出雲市	146,960	147,343	146,917	145,593	143,098	139,699	135,867	0.92	146,307	0.99	1.00
斐川町	26,816	27,600	28,060	28,161	27,873	27,285	26,566	0.99	27,444	0.99	1.02
大田消防	42,573	40,016	37,300	34,523	31,686	28,889	26,229	0.62	40,703	1.02	0.96
大田市	42,573	40,016	37,300	34,523	31,686	28,889	26,229	0.62	40,703	1.02	0.96
江邑消防	54,651	51,622	48,437	45,168	41,892	38,628	35,542	0.65	50,953	0.99	0.93
江津市	29,377	27,885	26,361	24,750	23,152	21,522	19,948	0.68	27,774	1.00	0.95
川本町	4,784	4,483	4,168	3,868	3,558	3,253	2,960	0.62	4,324	0.96	0.90
美郷町	6,624	6,059	5,490	4,964	4,447	3,963	3,527	0.53	5,911	0.98	0.89
邑南町	13,866	13,195	12,418	11,586	10,735	9,890	9,107	0.66	12,944	0.98	0.93
浜田消防	65,463	62,660	59,487	56,006	52,302	48,466	44,732	0.68	63,046	1.01	0.96
浜田市	65,463	62,660	59,487	56,006	52,302	48,466	44,732	0.68	63,046	1.01	0.96
益田消防	73,429	70,222	66,767	62,982	58,848	54,560	50,357	0.69	69,245	0.99	0.94
益田市	54,622	52,541	50,276	47,756	44,944	41,933	38,889	0.71	52,368	1.00	0.96
津和野町	10,628	9,862	9,098	8,306	7,504	6,731	6,032	0.57	9,515	0.96	0.90
吉賀町	8,179	7,819	7,393	6,920	6,400	5,896	5,436	0.66	7,362	0.94	0.90
隠岐消防	25,239	24,228	23,130	21,925	20,629	19,252	17,879	0.71	23,696	0.98	0.94
海士町	2,672	2,465	2,234	2,007	1,782	1,574	1,386	0.52	2,581	1.05	0.97
西ノ島町	3,804	3,546	3,316	3,087	2,838	2,584	2,320	0.61	3,486	0.98	0.92
知夫村	718	627	539	456	380	308	248	0.35	725	1.16	1.01
隠岐の島町	18,045	17,590	17,041	16,375	15,629	14,786	13,925	0.77	16,904	0.96	0.94
県計	761,503	749,495	733,378	712,958	687,922	659,437	630,175	0.83	742,223	0.99	0.97

[参考] 本県将来推計人口(平成19年5月推計)

(単位:千人)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
県計	742	717	688	656	622	588
H15.12推計との乖離	0.99	0.98	0.96	0.95	0.94	0.93

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

2. 圏域別庶務・通信人員集約数(概算数値)について

(1) 圏域別の庶務及び通信人員の集約数(概算数値)

(単位:人)

	現状			4圏域			3圏域			2圏域			1圏域		
	総数	うち庶務	うち通信	総数 (庶務通信の 減員計)	うち庶務 (減員)	うち通信 (減員)	総数 (庶務通信の 減員計)	うち庶務 (減員)	うち通信 (減員)	総数 (庶務通信の 減員計)	うち庶務 (減員)	うち通信 (減員)	総数 (庶務通信の 減員計)	うち庶務 (減員)	うち通信 (減員)
松江	234	7	13	384 (9)	12 (5)	17 (4)	384 (9)	12 (5)	17 (4)	684 (34)	19 (12)	23 (22)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)
安来	84	5	4												
隠岐	66	5	4												
雲南	108	7	11												
出雲	192	7	13												
大田	78	4	5	233 (8)	7 (7)	13 (1)	350 (19)	7 (12)	13 (7)	428 (22)	12 (11)	14 (11)			
江邑	121	7	7												
浜田	112	7	7	117 (5)	5 (5)	6 (6)	1,112 (46)	31 (23)	47 (23)	1,112 (56)	31 (23)	37 (33)			
益田	117	5	6												
合計	1,112	54	70	1,112 (35)	36 (18)	53 (17)	1,112 (46)	31 (23)	47 (23)	1,112 (56)	31 (23)	37 (33)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)

- (注) ・出典は、平成19年度消防防災、震災対策現況調査である。
 ・庶務人員の算出方法は次のとおりとする。
 ・専任人員のみとする。(現場人員による兼務者は除く)
 ・消防長及び署長兼務以外の消防次長を含む。
 ・派遣職員など本部勤務以外の者及び消防団担当の者は除く。
 ・通信人員の算出方法は次のとおりとする。
 ・現場職員が兼務している場合、災害出動後においても次の通報の受信に備えて現場出動しない人員数を計上した。
 (隠岐・安来・大田が該当)。
 ・圏域毎の庶務・通信人員数は、各圏域毎の管轄人口別類似団体の職員数(下表)に基づく。
 ・()内の人数は、圏域毎の現在の庶務・通信人員の合計から類似団体の平均人員を引いた人数(=集約効果人数)とする

(2) 類似団体の庶務及び通信人員

全国の人口別類似団体における庶務・通信人員の平均職員数一覧(H19.9本県アンケート調査による)

人口規模	類似団体数	平均面積	平均職員数	庶務人員						通信人員		
				類似団体庶務人員数	平均人員合計	消防長	次長	本部専任職員	署所専任職員	類似団体通信人員数	平均人員	
10~20万	本県の例			7							13	
22~23万	8	380.4	261.1	12	11.1	1.0	1.0	7.0	2.1	14	13.5	
27~28万	4	285.8	348.3	12	11.8	1.0	1.3	9.5	0.0	17	18.5	
28~29万	5	493.0	304.0	12	12.0	1.0	1.2	9.0	0.8	17	15.0	
50~55万	8	387.6	478.5	19	19.0	1.0	1.8	12.5	3.8	23	22.8	
65~75万	5	608.6	697.6	27	26.8	1.0	1.8	16.0	8.0	26	25.6	

(注) 一般的に、人口と比例して着信件数が増加することから、通信人員人口が多い方が多くなると考えられるが、当該集計では数値が逆転している。
 よって、27万~28万と28万~29万の通信員については、27万~29万の平均職員数を当該範囲の平均値である17人とする。

- (注) ・職員数の算出については、上表と同じとし、次長と総務課長、総務課長と係長が兼務されている場合には1名と計上する(ダブルカウントをしない。なお、次長と課長が兼務している場合には次長の欄へ計上する)。

庶務・通信人員のポイント

圏域別の庶務・通信人員については、人口規模の類似団体の平均人員から算出している。よって、具体的な集約可能人数は市町村計画時に検討する必要がある。

類似団体の庶務人員については、本部・署所における専任者の平均人数としている。よって、広域化にあっては、本部と署所の庶務事務内容によって署所へ専任職員を配置するなどの個別検討が必要となる。

類似団体の通信人員については、兼務者も含めている。なお、広域化または指令台を共同設置した場合に当面の間通信員を増員するなどの個別検討が必要となる。

【留意点】

署所の庶務職員について

人口規模が大きいくほど、署にも専任の庶務人員を配置している。(一署につき1~2名程度)

署所に専任の庶務職員を配置していない本部もあるが、その場合には現場職員が兼務により庶務事務を行っていることが多い。

通信人員について

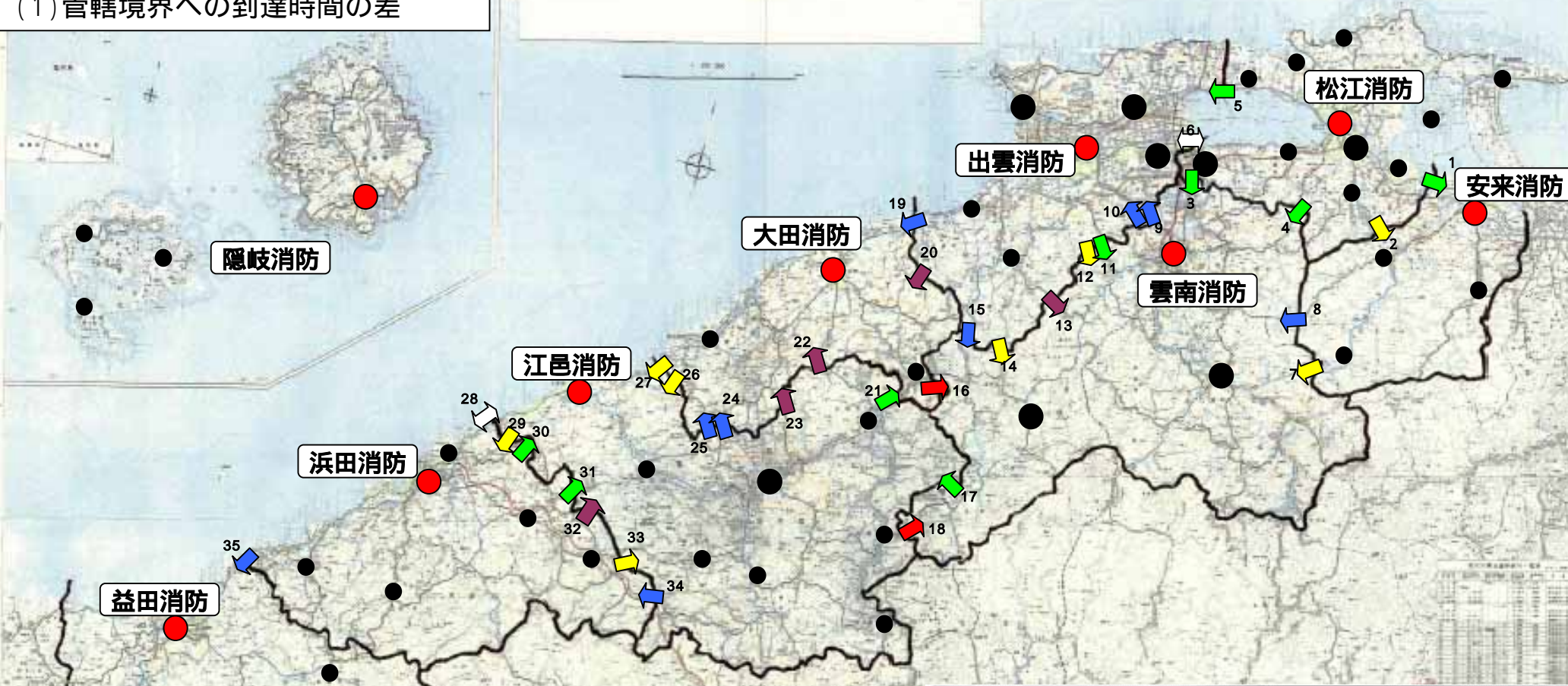
ほとんどの本部では専任の通信職員を配置しており、兼務者による対応は1本部のみ。

兼務人員もカウントしている。

3. 消防体制について

(1) 管轄境界への到達時間の差

島根県総合管内図



凡 例

[署所]
 ● : 消防本部(本部併設の署)
 ● : 署所(複数部隊あり)
 ● : 署所(単独部隊)

[直近署所からの到達時間の差]
 ○ : 0分
 □ : 1~3分
 □ : 4~6分
 □ : 7~10分
 □ : 10分~15分
 □ : 16分~

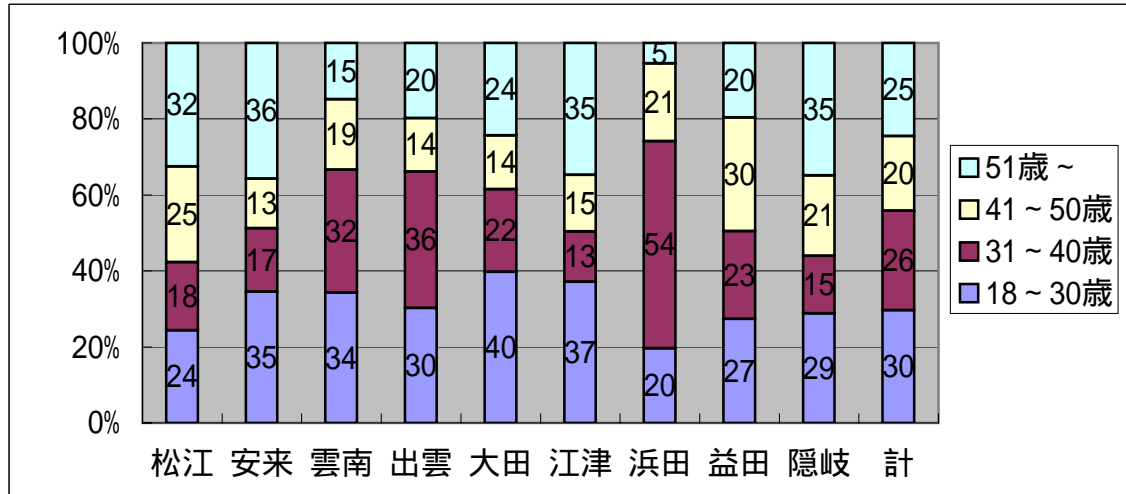
(注) 矢印の方が境界へ到達する時間が長い。

署所管轄境界付近までの到達時間一覧 (単位:分)

NO	路線名	本部名	到達時間	本部名	到達時間	差	NO	路線名	本部名	到達時間	本部名	到達時間	差
1	9号線	松江	5	安来	10	5	19	9号線	出雲	8	大田	17	9
2	432号線	松江	14	安来	15	1	20	窪田山口線	出雲	15	大田	27	12
3	54号線	松江	4	雲南	10	6	21	川本波多線	大田	11	江邑	5	6
4	松江木次線	松江	13	雲南	19	6	22	375号線	大田	20	江邑	8	12
5	5431号線	松江	5	出雲	10	5	23	大邑尾道	大田	25	江邑	11	14
6	9号線	松江	4	出雲	4	0	24	大田桜江線	大田	25	江邑	18	7
7	432号線	安来	4	雲南	8	4	25	温泉津川本線	大田	23	江邑	14	9
8	安来木次線	安来	16	雲南	26	10	26	大田井田江津線	大田	15	江邑	16	1
9	木次直江停車場線	雲南	7	出雲	14	7	27	9号線	大田	9	江邑	11	2
10	出雲三刀屋線	雲南	6	出雲	15	9	28	9号線	江邑	13	浜田	13	0
11	神原木次線	雲南	13	出雲	17	4	29	下府江津線	江邑	15	浜田	18	3
12	出雲奥出雲線	雲南	19	出雲	16	3	30	田所国府線	江邑	23	浜田	18	5
13	湖陵掛合線	雲南	22	出雲	8	14	31	桜江金城線	江邑	18	浜田	14	4
14	佐田矢神線	雲南	14	出雲	12	2	32	桜江旭インター線	江邑	19	浜田	5	14
15	184号線	雲南	24	出雲	15	9	33	浜田作木線	江邑	14	浜田	11	3
16	川本波多線	雲南	23	大田	5	18	34	浜田八重町部線	江邑	12	浜田	19	7
17	美郷飯南線	雲南	13	江邑	17	4	35	9号線	浜田	7	益田	17	10
18	邑南飯南線	雲南	22	江邑	5	17							

(2) 消防本部別消防吏員年齢構成

年齢構成(比率)



年齢構成(人数)

	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津	浜田	益田	隠岐	計
18~25歳	32	17	21	29	23	19	14	17	10	182
26~30歳	25	12	16	29	8	26	8	15	9	148
31~35歳	21	8	25	50	9	13	30	20	7	183
36~40歳	21	6	10	19	8	3	31	7	3	108
41~45歳	28	4	13	12	4	3	13	15	4	96
46~50歳	31	7	7	15	7	15	10	20	10	122
51~55歳	50	20	11	28	11	21	4	10	12	167
56歳~	26	10	5	10	8	21	2	13	11	106
合計	234	84	108	192	78	121	112	117	66	1,112

(注)・出典：平成19年度消防防災・震災対策現況調査

4. 島根県における市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧

(1) メリット

大項目	中項目	小項目	一般的メリット	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考	
住民サービスの向上	現場到着時間の短縮	署所適正配置	近接署所を再配置し署所偏在を解消	署所が近接していないため再配置の必要性が希薄	同左	同左	同左	・広域化により消防サービスの格差が生じないような対策を検討する必要がある。	
		署所管轄区域の見直し	近接署所から出動することで現場到着時間の短縮が可能	現場到着時間が短縮される可能性がある地域がある	4 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	3 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	2 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	・現在の署所は、署所管轄人口や高速道路等により必要部隊数及び車両を配置しており、単純に管轄区域の拡大が困難な場合もある	
	消防力の強化	管轄境界区域の消防力強化	各署所から災害規模に応じた部隊が同時出動可能(応援協定の手続きが不要となり部隊出動が迅速化)	同時に部隊を派遣できる可能性がある地域がある	4 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	3 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	2 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	・非常招集の減少による職員の健康管理や時間外手当等の経費的メリットや、非常招集までの間に二次災害が発生した場合における出場が可能になるメリットがある。 ・1 部隊のみの地域では残留部隊が生じない(ただし本部全体では残留部隊が確保できる可能性がある) ・火災場所から取水場所が遠い場合には2 台の消防車両を連結して消火活動を行う場合があるなど、現場到着時間がずれた場合災害対応に支障を来す場合がある(現在複数署所から出動している本部の部隊運用を検証する必要がある)	
		上記区域以外の消防力強化		既に管轄面積が広いため部隊派遣までに一定の時間を要することから、林野火災等の大規模災害以外ではメリットがない。	同左	同左	同左		
人員の効率化と充実	本部の統合による現場人員の増強	総務部門の集約	総務人員の集約により現場人員が増強可能	県全体で18名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で27名の集約効果	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における庶務専任人員の平均値と、圏域内の庶務人員との差(署長兼務者、派遣職員等、消防団担当を除く)。 ・集約数は市町村の広域消防運営計画において、面積や組織人員配置も考慮し検討が必要。 ・今回調査した消防本部のうち大多数の本部(22/30)では、署所に専任の庶務人員(1~2名)を配置していることから、署所庶務人員の配置、配置する場合の本部と署の事務分掌の検討が必要。	
		指令部門の集約	指令部門の集約により現場人員が増強可能	県全体で17名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で33名の集約効果	県全体で44名の集約効果	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における通信専任人員の平均値と、圏域内の通信人員との差。 ・集約数は市町村の広域消防運営計画において、面積や組織人員配置も考慮し検討が必要。 ・通信人員の地理不案内への対応として現本部への通信人員の配置の検討が必要。 ・有線による119番通報の受信や緊急通報システムの受信など地域によって独自の対応を実施しているところもあり、通信人員の配置について検討が必要。	
	業務への専従化・能力の向上	救急救命・予防人員の確保	上記人員の配置換えによる救急救命士、火災予防・査察の専門スタッフの増強	総務部門・指令部門の集約数に応じた人員配置が可能	同左	同左	同左	同左	・近年の建築物の大規模・複雑化に伴う予防業務の専門・高度化、救急救命士における処置率の状況から救急隊員の搭乗率アップ(若しくは搭乗率の維持)が求められているが、研修期間中の現場人員へのしわ寄せが問題点。 ・長期研修が必要な救急救命士養成経費として約300万円必要
		高度な研修への参加	現場人員の増による長期研修中の人員確保		同左	同左	同左	同左	
人事硬直化の回避	人事の硬直化の回避	人員規模拡大により人事ローテーションが容易	勤務地が拡大し、異動する署所数が増加するため、現在よりも人事異動の硬直化の回避が可能(益田消防を除く)	同左	同左	同左	同左	・隔勤者は当面の間、現消防本部管内での勤務が適当。 ・宿舍等の維持経費が発生する。 ・現場人員が長距離勤務となった場合、非常招集時間に影響が生じる。	

大項目	中項目	小項目	一般的メリット					備考
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	
基盤強化と経費節減	高規格機材の導入	通信指令設備の一元化	<p>財政規模拡大による高機能指令システムの導入</p>	<p>県全体で921百万円の節減</p> <p>現在指令台を設置している本部の既存施設の活用も可能 更新時には経費負担が生じる</p> <p>本部と署所間の専用回線によるネットワークに係る使用料等は距離が短いためランニングコストが軽減できる。</p>	<p>県全体で1,148百万円の節減</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>県全体で1,342百万円の節減</p> <p>新設が必要</p> <p>初期投資に経費が必要</p> <p>本部設置場所にもよるが本部署所間の専用回線によるネットワークに係る使用料等は距離が長くなるためランニングコストが高くなる可能性がある。</p>	<p>県全体で1,512百万円の節減</p> <p>同左</p> <p>同左 (2 圏域より構成市町村負担は減少)</p> <p>同左 (2 圏域より距離が長くなるため経費は増加)</p>	<p>次の事項について留意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市町村イントラネットを利用している場合、通信費用が増加する。 ・上記メリット小項目「指令部門の集約」のとおり、現本部への通信員の配置について検討する。 ・下記デメリット「職員の地理不案内」のとおり、現本部から指令台への通信人員の派遣を検討。
	資機材の効率化・共同化	車両の効率化・共同化	はしご車・救助工作車等の高度車両の導入・共同化	署所間が離れており、移動時間がかかるため共同化は困難	同左	同左	同左	・道路事情が改善されれば共同運用の検討を行う可能性もある。
	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模が拡大することにより計画的な資機材の導入が図れる(単年度の経費が平準化される)	現状よりも平準化が図られる。	4 圏域よりも平準化が図られる。	3 圏域よりも平準化が図られる。	2 圏域よりも平準化が図られる。

(2) デメリット、検討事項

大項目	中項目	小項目	内容	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考
住民サービスの低下	統廃合	署所の統廃合	広域化に併せて署所が統廃合される懸念	今回の広域化では署所の配置換えのみで統廃合は想定していない。	同左	同左	同左	将来的には、人口減少等に併い検討の必要が生じる可能性はある。
	窓口遠方	窓口が遠方	許認可窓口等が遠方となる	広域化により総務部門・指令部門を集約することで生じた人員を予防部門へ配置したり、本部から署へ決裁権限を移譲することにより対応可能。	同左	同左	同左	・本県の一部消防本部及び他県の大規模消防本部では署に予防担当を配置している事例もあることから、広域化後も署に予防人員を配置することで対応可能。
消防力の弱体化	人員の弱体化	職員の削減	本部人員の統合により職員が削減されないか	広域化し本部人員を集約することにより生じた職員を、現場や予防部門等に配置すること目的としており、人員削減は想定していない。	同左	同左	同左	
		職員の地理不案内	遠隔地へ異動すると地理に不案内となる	地理不案内が生じる	4 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	3 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	2 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	・当面の間、災害現場対応職員は現在の消防本部管轄内の勤務することにより対応。 ・位置発信地システムのヒット率が100%ではない現状から、現時点では指令業務において次の懸念事項がある。 地理不案内による場所の特定遅延 水利不案内による指令業務の遅延 対応策として、指令台共同運用先進地では地理・水利に精通した指令人員を配置している。 なお、将来的にGPS機能付携帯電話の普及等が進むことにより発信地システムのヒット率は向上する可能性がある。
	消防体制の弱体化	市町村防災部局との連携の弱体化	単独 組合消防となれば市町村とは別組織となる	現在の組合消防と同様、市町村との連携を図ることが重要となる。	同左	同左	同左	・災害時における市町村長と消防長、消防署（所）長、消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定する。 ・市町村との連携は必要不可欠であり、消防職員も市町村災害対策本部の構成員となったり、議会等へ参画関与するなど連携方法を検討する必要がある。
			本部が遠方となれば市町村防災部局と疎遠となる	広域化後の署（所）長に権限移譲し、市町村防災担当部局との連携を図ることが重要となる。	同左	同左	同左	
		消防団との連携の弱体化	本部が遠方となれば市町村別に組織している消防団と疎遠となる	管轄消防署（所）による消防団の訓練指導など連携を十分図ることが重要となる。	同左	同左	同左	・消防団及び市町村危機管理部局等と指令部門及び消防本部との連携方を確立する必要がある。 ・消防団との連携が希薄となり、地域防災力の低下を招かないようにする必要がある。 ・消防団事務は市町村役場で所管し、消防団の訓練指導は消防署（所）で所掌するなど役割分担を検討する必要がある。 ・消防団員の確保対策が必要である。

大項目	中項目	小項目	内容	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考
経費増	初期投資の経費	初期投資の経費	名称変更等に係る初期投資費用が発生する	初期投資のための経費は必要（益田消防を除く）	初期投資のための経費は必要	同左	同左	
	その他経費	消防力均一のための経費増	消防力を均一化することにより経費が増す可能性あり	地域の実情に応じた消防力を整備することが前提ではあるが、中山間地域で地域の実情に較差がない場合、住民から消防力の水準の均衡を求められる可能性がある。	同左 (中山間地域の面積が4圏域より増加する)	同左 (中山間地域の面積が3圏域より増加する)	同左 (中山間地域の面積が2圏域より増加する)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地とそうでない地域とは、延焼防止の観点から署所数やポンプ数が異なっていることから、広域化した場合でも地域の実情に応じた消防力を整備することとなるが、特に拠点主義の本部において現場到着時間の短縮の観点から署所の新設を求められる可能性がある。 ・消防力の同一水準を求められると財政規模の大きなところが小さなところの援助をすることとなり、住民の理解が得られないとの考えがある。 ・広域化先進地では、指令台等の共通経費については経費が節減されるメリットあるとされている。
		宿舍の確保	遠隔地勤務者の宿舍確保	本部勤務者への宿舍確保の必要性は希薄	同左	本部勤務者においては、本部設置場所にもよるが必要が高い	同左	原則、現場勤務者は、どのブロックでも現本部管轄区域の勤務を想定しており必要性は認められない。
		組合費の増	新組合設立の場合、組合事務費が発生	無線、指令台、消防が別々となれば、それぞれに組合費が発生。	同左	同左	無線、指令台、消防が同じ組織となるが組合費は発生。	ブロックに関係なく、新たに組合を設立する場合には組合費が発生。
その他	給与等の影響	給与・手当の影響	給与・手当の統合が必要か	職員の一体感を醸成するためにも給与の統一は必要。	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化先進地の事例では給与・手当が未統合となっている事例はある。 ・消防本部間で給与較差があり高給与に統合すれば人件費が高騰し、市町村の負担が増加する。
	広域化後の組織	広域化後の組織	広域化後の組織	方面隊まで置く必要はない。	同左	同左	圏域が大きくなるため方面本部の導入も検討する必要があるが、本部から署への決裁権限の移譲により対応も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・方面本部設置により職員の配置が必要となるため、本部機能の統合のメリットが少なくなる。

参 考

島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力の強化による住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図ることを目的として、県内市町村の消防の広域化について検討するため、島根県常備消防広域化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

- (1)自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2)市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3)前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- (4)前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5)広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6)市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7)消防指令業務の共同運用に関する事項
- (8)その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表、学識経験者及び県職員のなかから委員12名以内で構成し、知事が委嘱または任命した者とする。

2 委員の任期は、平成20年3月末日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は委員長が任命する。

3 幹事会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、島根県総務部消防防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

島根県常備消防広域化検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名	
学識 経験 者	いかわ きみお 井川 公夫	(株)山陰経済経営研究所 経済調査部長	
	はた こうへい 秦 公平【副会長】	松江赤十字病院院長	
	よしづか とおる 吉塚 徹【会長】	島根県立大学総合政策学部教授	
消防 機関	常備 消防	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長(消防長会副会長)
		やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長(消防長会会長)
		わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長(離島・組合消防)
	消防団	すみがわ てるかず 澄川 照一	県消防協会副会長(津和野町消防団長)
住民 代表	あだち きょうこ 安達 恭子	斐川町学童クラブ主任指導員	
	くぼた さつえ 窪田 サツエ	島根県連合婦人会副会長	
	やまくち ひろえ 山口 洋枝	島根県女性防火クラブ連絡協議会長	
県	かまつ まさとし 加松 正利	総務部長	
	やました おさむ 山下 修	地域振興部長	

島根県常備消防広域化検討委員会 幹事名簿

区分	氏名	職名	
消防 機関	常備 消防	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長
		あだち じゅんいち 足立 順一	安来市消防本部消防長
		こばやし としお 小林 敏雄	雲南消防組合消防本部消防長
		ながあか ひろゆき 永岡 博之	出雲市消防本部消防長
		まつい いさお 松井 功	大田市消防本部消防長
		むらかわ たつみ 村川 立美	江津邑智消防組合消防本部消防長
		ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長
		はらだ ひろし 原田 博	益田地区広域市町村圏事務組合消防本部消防長
		わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長
	消防団	あだち みきお 足立 幹男	島根県消防協会事務局長
県	ふくだ のぶお 福田 信夫【幹事長】	島根県総務部次長(危機管理)	
	ながあか たかし 長岡 隆	島根県地域振興部市町村課長	

島根県常備消防広域化検討委員会 開催状況

開催日	内容
H19.09.05	第1回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 検討委員会設置経緯及び委員長選任等 2. 会議公開及び幹事会 3. 議事 (1) 消防体制について (2) 消防広域化の概要について (3) 本県のメリット・デメリットについて (4) 県内の各種圏域と広域化圏域例について (5) 今後のスケジュールについて
H19.09.11	第1回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第1回委員会の概要について 2. 幹事会で協議する事項について
H19.10.15	第2回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.10.30	第3回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.11.09	第2回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 圏域毎のメリット・デメリット(懸案事項)について
H19.11.16	第4回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第2回検討委員会について 2. 委員会報告書(素案)について
H19.12.20	第3回島根県常備消防広域化検討委員会